

令和7年度「PFSを活用した松山市国民健康保険 特定保健指導業務委託」

成果水準書

1. 業務名称

令和7年度 PFSを活用した松山市国民健康保険 特定保健指導業務委託(債務負担行為)

2. 事業目的

松山市国民健康保険では、生活習慣病予防の推進や、医療費増大抑制のため、特定健診・特定保健指導などの生活習慣病対策に取り組んでいます。

本市は、令和元年度から、業務委託と直営専門職で役割を分担し、共に連携しながら取り組んでいます。しかし、「第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)」において、特定保健指導の目標実施率が60%、メタボリックシンドローム該当者・予備群の目標減少率が25%である中、直近3年間の指導実施率は平均で約26%、同じくメタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率は平均で約19%といずれも目標値に到達しておらず、更なる実効性の向上が課題となっています。

そこで令和5年度から、更なる実効性の向上を目指し、従来型の仕様発注ではなく、受託者の経験やアイデアを基に自由に事業プランを構築できる、成果発注型の「成果連動型民間委託契約方式(PFS)」を導入し、より効率的かつ効果的な事業体制の構築を目指しています。

なお、令和7年度の本業務の目標値は以下のとおりです。

特定保健指導実施率 36%

メタボリックシンドローム該当者・予備群減少率 25%

3. 特定保健指導の対象者

令和6年度又は7年度の特定健康診査を受診し、特定保健指導の対象となった者
(令和6年5月から令和8年3月の間に特定保健指導利用券番号が付番された者)

(参考) 令和5年度対象者数 2,442人

うち積極的支援該当者 604人 動機付け支援該当者 1,838人

4. 契約期間

契約締結日から令和8年9月30日まで

5. 業務について

本業務は、成果連動型民間委託契約方式(PFS)の手法を活用し、民間事業者の創意工夫による多彩な提案を求めることから、下記6(1)に基づく事業内容とするが、それぞれの実施手法は民間事業者の裁量に委ねるものとする。詳細な仕様は定めないが、下記6(2)及び(4)～(8)の業務は必ず実施すること。

6. 業務内容

(1) 概要

松山市国民健康保険に加入している特定保健指導対象者を対象に、以下の内容を実施する。

なお、実施にあたっては、「高齢者の医療の確保に関する法律」及びこれに関連する関係省令・告示等を遵守し、「標準的な健診・保健指導プログラム」、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」の最新版に基づき実施すること。

(2) 事業計画書の作成

提案内容を基に、業務実施計画書を作成し、業務開始前に本市の承認を受けること。

(3) 提供データ

本市から、対象者に係る以下のデータを提供する。

- ・被保険者情報(被保険者証番号、郵便番号、住所、氏名、性別、生年月日など)
- ・特定健診結果及び保健指導階層(例:FKAC171、TKAB051等のCSVファイル)
- ・その他必要なデータについては、別途協議の上提供する。

(4) 利用案内

対象者全員へ個別に利用案内を行うこと。

(5) 申し込みの受付

申し込み方法は、簡便で利用しやすいなど、対象者の利便性に配慮したものであること。
なお、利用案内の翌月以降に、以下のもの(任意様式)を本市へ提出すること。

- ① 申し込み者リスト(Excel)
- ② 申し込みがなかった60歳以上の動機付け支援該当者リスト(Excel)

(6) 特定保健指導の実施

松山市国民健康保険被保険者証の有効期限等を確認したうえで実施すること。

対象者の特性やニーズを踏まえ、対象者自身がメタボリックシンドロームの改善に前向きに取り組めるようサポートすること。

(7) 積極的支援該当者及び40・50歳代の動機付け支援該当者への利用勧奨

利用勧奨者リスト(Excel)を階層別に作成し、実施すること。

無関心層を含め、より多くの対象者が保健指導の実施につながるよう効果的な勧奨につとめること。

なお、勧奨実施の翌月以降に、以下のもの(任意様式)を本市へ提出すること。

- ① 利用勧奨結果リスト[積極的支援該当者](Excel)
- ② 利用勧奨結果リスト[40・50歳代の動機付け支援該当者](Excel)

(8) 実施報告

・保健指導の結果は、国で定める標準的な電子的様式(XML形式)で提出すること。

・利用者ごとの「保健指導実施計画」「実施報告書(任意様式)」を提出すること。

・業務報告(月次)では、業務開始前に本市の承認を受けた様式で、月毎に報告を行うこと。

・完了報告(年次)では、各成果指標に係る成果値の集計と、期間中に実施した業務内容についてまとめ、紙媒体及び電子データにて、提出すること。

(9) その他

- ・対象者の利便性を考慮し、柔軟に対応すること。
- ・利用者増加や成果創出のためのインセンティブの活用も可能とするが、内容は、事業の趣旨に沿った、社会通念上妥当な範囲とすること。
- ・本市が保有・所管する会議室等を、無償で使用することもできるが(一部例外あり)、希望する場合は事前に申し出ること。
- ・厚生労働省通知等を踏まえた感染症等に係る対策を講じること。
- ・オンラインによる指導等を実施する場合は、ネットワーク環境が整わない対象者へ配慮した実施体制を整えること。

7. 留意事項

(1) 苦情・トラブルへの対応

苦情やトラブルが発生した際、迅速かつ適切に対応できるようマニュアルや連絡方法を整備し、発生時は適切に対応するとともに、速やかに本市へ報告すること。

(2) 勧誘等の禁止

業務中及び業務終了後も、対象者へ、営利目的の勧誘や募集等を行わないこと。

(3) 業務の再委託

本業務の全部又は一部を第三者へ再委託してはならないものとする。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合はこの限りでない。

(4) 個人情報の保護

個人情報の取り扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」及び平成25年厚生労働省告示第92号「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」第2第4項の規定を遵守すること。

(5) 情報セキュリティポリシーの遵守

別記2「セキュリティ要求事項」を遵守すること。

(6) その他

本業務の実施にあたり疑義が生じた場合、及び本書並びに関係法令等に記載のない事項で必要がある場合については、本市と別途協議の上実施する。_

8. 支払いの構成

本業務の支払いは、「最低支払部分」と「成果連動部分」の2種類によって構成される。

(1) 最低支払部分(固定費)

実績に関わらず支払うもの。参考見積書を基に、本市と協議の上合意した額を支払う。

(2) 成果連動部分(成果連動費)

成果指標の達成度に応じて支払うもの。下記9の表1に定める成果指標ごとに、成果を評価し、10の表2に基づき算出した額を支払う。

(3) 支払い時期

支払い年度ごとの支払い上限額は以下のとおりとする。

【令和7年度】

最低支払部分(固定費) (1)で合意した額

成果連動部分(成果連動費) 0 円(税込)

【令和8年度】

最低支払部分(固定費) 0 円(税込)

成果連動部分(成果連動費) 13,800,000円(税込)

9. 成果指標

本業務における成果として、以下の指標を設定する。

- (1) 初回面談実施率(受託者実施分)
- (2) 40・50歳代の初回面談実施率(受託者実施分)
- (3) 保健指導完了率
- (4) 腹囲2cmかつ体重2kg減少した者の割合

表1. 成果指標と目標値 ※成果が「区分4」を上回る場合は、成果連動費額の上限額を支払うものとする

	成果指標	目標値			
		区分1	区分2	区分3	区分4
実施率	① 初回面談実施率 (委託実施分)	10%を超え 14%以下	14%を超え 18%以下	18%を超え 22%以下	22%を超え 26%以下
	② 40・50歳代の初回面談 実施率(委託実施分)	14%を超え 18%以下	18%を超え 19%以下	19%を超え 20%以下	20%を超え 22%以下
指導 成果	③ 保健指導完了率	92%を超え 94%以下	94%を超え 96%以下	96%を超え 98%以下	98%を超え 100%以下
	④ 腹囲2cmかつ体重2kg 減少達成者割合	20%を超え 22%以下	22%を超え 24%以下	24%を超え 26%以下	26%を超え 28%以下

10. 支払い条件等

(1) 成果指標・測定方法

- ① 初回面談実施率(受託者実施分)
受託者が実施した初回面談利用者数 ÷ 案内送付人数
但し、健診受診後に治療を開始した者などは、分母から除外する。
- ② 40・50歳代の初回面談実施率(受託者実施分)
受託者が実施した40・50歳代初回面談利用者数 ÷ 40・50歳代案内送付人数
但し、健診受診後に治療を開始した者などは、分母から除外する。
- ③ 保健指導完了率
受託者が実施した面談完了(最終評価)者数 ÷ 受託者が実施した初回面談利用者数
但し、初回面談実施後に国保資格を喪失したものなどは、分母から除外する。
- ④ 腹囲2cmかつ体重2kg減少した者(※)の割合
受託者が最終評価を実施した者のうち、初回面談時と比較して評価時点で上記の
いずれかを達成した人数 ÷ 受託者が実施した初回面談利用者数

※腹囲2cmかつ体重2kg減少、又は初回面談時の体重の値に、0.024を乗じた体重(kg)かつ同体重(kg)と同じ値の腹囲(cm)以上減少

表2. 成果指標と目標値

	成果指標	表1の目標値を達成した場合の支払上限額			
		区分1	区分2	区分3	区分4
実施率	① 初回面談実施率 (委託実施分)	600千円	2,000千円	2,000千円	200千円
	② 40・50歳代の初回面談 実施率(委託実施分)	2,600千円	1,200千円	1,200千円	200千円
指導 成果	③ 保健指導完了率	200千円	1,300千円	1,300千円	200千円
	④ 腹囲2cmかつ体重2kg 減少達成者割合	200千円	200千円	200千円	200千円

(2) 支払基準

(金額:税込み)

成果指標等		支払年度	支払基準		
固定費	最低支払部分	R7年度	8(1)で合意した金額		
成果運動費	①初回面談実施率(委託実施分)	R8年度	上限額	4,800千円	
			算定式 (積み上げ)	区分1	@150千円×(10%を超え、14%までの実績値分)
				区分2	@500千円×(14%を超え、18%までの実績値分)
				区分3	@500千円×(18%を超え、22%までの実績値分)
	区分4	@50千円×(22%を超え、26%までの実績値分)			
	②40・50歳代の初回面談実施率(委託実施分)	R8年度	上限額	5,200千円	
算定式 (積み上げ)			区分1	@650千円×(14%を超え、18%までの実績値分)	
			区分2	@1,200千円×(18%を超え、19%までの実績値分)	
	区分3	@1,200千円×(19%を超え、20%までの実績値分)			

			区分4	@100千円×(20%を超え、22%までの実績値分)
③保健指導完了率	R8年度	上限額	3,000千円	
		算定式 (積み上げ)	区分1	@100千円×(92%を超え、94%までの実績値分)
			区分2	@650千円×(94%を超え、96%までの実績値分)
			区分3	@650千円×(96%を超え、98%までの実績値分)
			区分4	@100千円×(98%を超え、100%までの実績値分)
④腹囲2cmかつ 体重2kg減少達成者割合	R8年度	上限額	800千円	
		算定式 (積み上げ)	区分1	@100千円×(20%を超え、22%までの実績値分)
			区分2	@100千円×(22%を超え、24%までの実績値分)
			区分3	@100千円×(24%を超え、26%までの実績値分)
			区分4	@100千円×(26%を超え、28%までの実績値分)

- ① 最低支払部分は、参考見積書をもとに、本市と協議の上合意した額を支払う。
- ② 上記9に定める成果指標の達成状況から算出した額を支払う。
- ③ 成果指標①～④の算出式における実績の値は、小数点第2位以下切り捨てとする。
- ④ それぞれ算出の結果、1円以下の端数についてはこれを切り捨てる。
- ⑤ 成果の値が達成目標(区分4)を上回る場合は、成果連動支払額の上限額を支払うものとする。

《算出方法の具体例》

- ① 初回面談実施率(委託実施分)が 20.83% だった場合
表1・表2で、①の「区分1」「区分2」を達成し、「区分3」に該当
10(2)支払基準の計算式から

区分1: 600千円(支払上限額)
区分2: 2,000千円(支払上限額)
区分3: @500千円×[2.8^{*1}]=1,400千円

これらの合計額4,000千円が
指標①に対する支払額となる

※1 実施率20.83%は、小数点第2位以下を切り捨て、20.8%で計算(10(2)の③)
20.8%は、「区分3」の最小値18%からプラス2.8ポイントに相当

(3) 支払い要件

① 最低支払部分(固定費)

【令和7年度】

本市は、受託者から受領した業務報告書を確認し、業務が適切に実施されたと判断された場合、令和6年度分として設定されている最低支払額を履行確認の後、適法・適式な請求を受けてから30日以内に受託者へ支払う。

② 成果連動支払部分(成果連動費)

【令和8年度】

本市は、受託者から受領した業務報告書及び完了報告書等をもって、10(1)及び(2)に基づく成果評価及び成果連動支払額の算出を行い、受託者へ通知する。通知受領後、受託者は速やかに本市へ当該部分の請求を行うものとする。

11. 成果の評価方法

・成果の評価にあたっては、法定報告値以外の数値を使用するため、算出結果及び算出データを第三者評価機関へ提出し、客観的に評価する。

・対象者数の大幅な増減や、感染症や災害の発生など、成果値に影響を与える要因が発生した場合は、考慮すべき要因や指標の再設定の要否についてあわせて検証する。

・成果値の確認及び検証結果を踏まえた最終成果値を第三者評価機関から受領し、成果連動部分(成果連動費)の支払いを行う。

12 その他特記事項

・本市が承認した業務実施計画書について、変更すべき事案が発生した場合は、双方協議により変更すること。

・委託期間内に、保健指導に関する法令・政策の変更、対象者数の著しい変化など、効果測定の適切性に重大な疑義が生じた場合は、契約内容の見直し等の対応について双方協議を行うこと。

・受託者は、本市が必要と判断した場合は、受託業務に関する立会及び検査に応じること。

(本市が必要と判断した場合は、本市が直接対象者に実施状況について聞き取りする)

・業務実施に不可欠な、業務実施に向けた打ち合わせに係る経費、講師謝礼、人件費、電話代、交通費、指導ツール、郵送料、機器リース料、消耗品費、賠償保険料、印刷製本費及び会場使用料等に係る一切の費用は受託者の負担とする。

参考資料

《松山市の実績（法定報告値）》

【特定健康診査】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	72,982人	71,568人	68,106人	64,842人
受診者数	20,903人	21,147人	22,510人	22,435人
受診率	28.6%	29.5%	33.1%	34.6%

【特定保健指導】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	2,352人	2,394人	2,473人	2,442人
特定健康診査受診者数に占める対象者の割合	11.3%	11.3%	11.0%	10.9%
終了者数	891人	741人	614人	549人
実施率	37.9%	31.0%	24.8%	22.5%

(内訳)

動機付け支援	対象者数	1,802人	1,807人	1,845人	1,838人
	終了者数	836人	679人	552人	485人
積極的支援	対象者数	550人	587人	628人	604人
	終了者数	55人	62人	62人	64人